

和歌山県臨港鉄道安全報告書 — 2017年度版—

(対象期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日)

平成30年6月

1 和歌山県の鉄道事業の概要について

和歌山県の鉄道事業については、和歌山下津港が1951年（昭和26年）1月に重要港湾の指定を受け、当時、年々増加する貨物（木材）の輸送手段の一つとして、臨港鉄道を設置する必要性があったことから、当県が現在の南海和歌山港線にあたる区間のうち、和歌山市久保丁4丁目以南の鉄道線路等の施設整備を行い、南海電気鉄道株式会社（以下「南海電鉄株」という。）が旅客用駅舎、変電施設等の整備及び実際の鉄道営業を行う体制をとりました。

現在では、当県は、鉄道事業法の規定により旧久保町駅から南海和歌山港駅に至るまでの2.0km区間の鉄道線路等施設を保有する第3種鉄道事業者となっております。

2 基本方針について

当県においては、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、職員に対し下記のとおりの方針の周知を行い、それにより鉄道施設及び職員を総合活用して輸送の安全確保を維持することを目標としています。

- 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
- 輸送の安全に関する法令や規程等をよく理解するとともに、その遵守及び厳正な職務の遂行に努める。
- 職務の実施に当たり、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをする。
- 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先とし、速やかに安全適切な処置をとる。
- 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- 常に問題意識を持ち、必要な改革に果敢に挑戦する。

3 安全管理目標

- 南海電気鉄道株式会社との連携強化による鉄道事故ゼロ

4 当県の安全管理体制

当該線路を使用する第2種鉄道事業者であり、施設管理を行っている南海電鉄株との連携を強化するため、当県の安全統括管理者に南海電鉄株の安全統括管理者を迎え、別紙のとおり組織形成（別表1「施設管理体制」）を行っております。

○主な役職及び役割

役 職	役 割
知 事	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (南海電鉄(株) 鉄道営業本部長)	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
施設管理担当局長 (港湾空港局長)	鉄道施設管理及びそれに関する県予算及び県人事の事項を統括する。

5 輸送の安全の確保のための取組みについて

当県の鉄道事業は、南海電鉄(株)が第2種鉄道事業者として旅客営業を行い、和歌山県が第3種鉄道事業者として鉄道資産の保有及び路線等整備の保守管理を行う上下分離方式により鉄道事業を行っておりますが、路線等整備の保守管理については、契約により南海電鉄(株)が実施しております。

そのため、南海電鉄(株)との連携が必要不可欠であり、毎月車両運行数の報告を南海電鉄(株)に求め、事故の発生やインシデント等の発生状況など適時情報の収集などを行い安全確保に取り組んでおります。

また、路線等整備の保守管理については、南海電鉄(株)が実施している鉄道施設の定期検査の結果報告を受けており、県が保有する鉄道施設の安全状況について確認を行っております。

さらに、本年3月に和歌山県臨港鉄道安全統括管理会議を開催し、その中で南海電鉄(株)と「2017年度の保守管理業務の報告」や「2018年度の鉄道施設定期検査計画」について確認を行うとともに、両方で鉄道施設の安全について情報交換等を行うことで、鉄道施設の安全確保に取り組んでおります。

6 事故等の発生状況とその再発防止措置について

2017年度においては、当県管理分の鉄道線路等による事故、インシデント等は、発生しておりません。

事故防止対策については、安全統括管理者が事故又は事故のおそれがある事態その他輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、別表2「組織体制」中の合議での決定により必要な対策を講じます。

※安全報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組み等について、広く御理解いただくために公表するものです。当県の取組に対する御意見や御助言などがあれば、お聞かせください。

担当部署：和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課

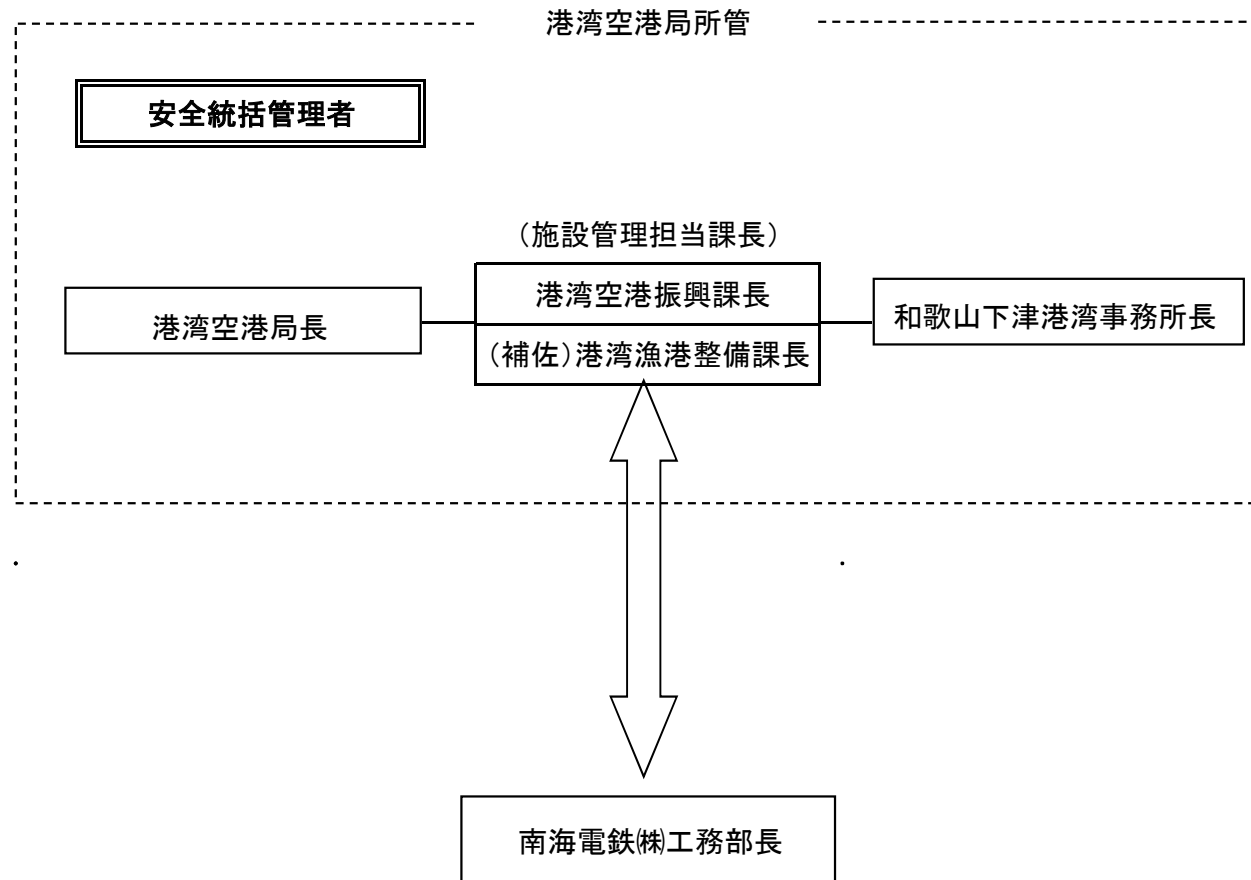
T E L : 0 7 3 - 4 4 1 - 3 0 2 5

F A X : 0 7 3 - 4 3 3 - 4 8 3 9

E - m a i l : e0824001@pref.wakayama.lg.jp

別表1

施設管理体制



別表2
組織体制

